

別紙-2 廃棄物の排出海域

排出海域は、図-1 に示すとおり、犬吠埼から約 37km 離れた、水深 400～700m の

- ① 35° 44' 46" N 141° 15' 46" E
- ② 35° 43' 05" N 141° 15' 56" E
- ③ 35° 44' 54" N 141° 17' 06" E
- ④ 35° 43' 07" N 141° 17' 15" E

以上 4 地点を結ぶ直線によって囲まれる範囲の内側の海域とした。

排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境そのほかの海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であり、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 環境省令第 28 号）」第 6 条第 1 項に規定する IV 海域に該当する。

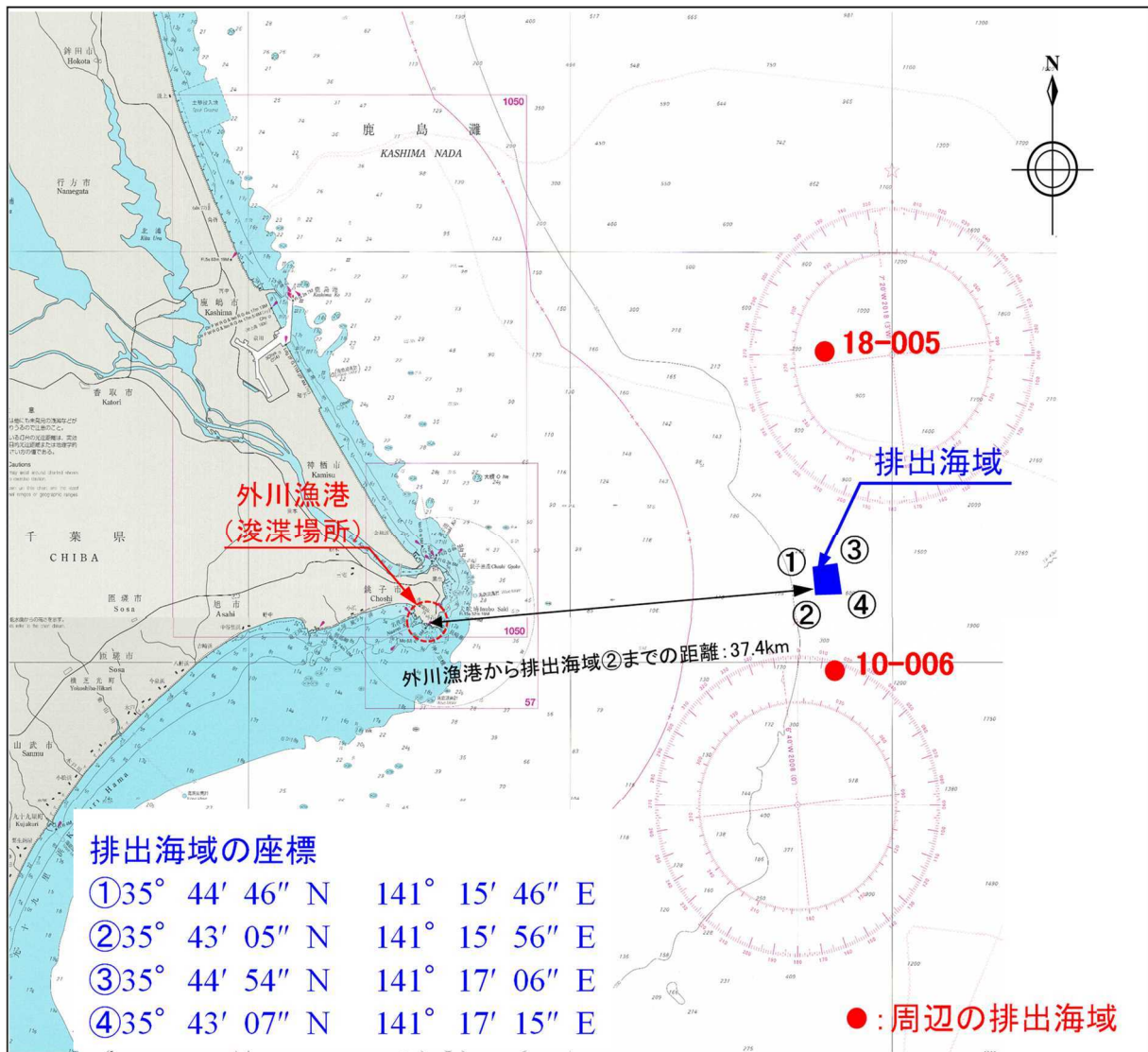
本申請における排出海域については、以下の点を考慮して、環境や漁業への影響が小さいと想定される海域を選定した。

- ・排出海域は、現状の漁場情報を基に、漁業関係者と調整の上、沿岸の共同漁業権区域はもちろん、沖合漁業が実施されている場合にはその海域を避けることで選定した。
- ・排出作業は気象海象条件により左右されるが、約 90 分を要する。一方、排出海域は水深が深く、アンカーによる固定が不可能であるため、排出船は風や吹送流、海流の影響を受けて移動する。このため、排出海域の設定にあたっては、当該海域の年間の流向、流速を勘案して、排出作業中に排出船が漂流する方向、距離を推定し、排出時間内に安全、確実に作業が行える範囲を設定した。

なお、同排出海域は、前回許可 17-006-02 において、銚子漁港におけるしゅんせつ土砂の海洋投入処分の許可が発給された海域であり、今回の申請においても同海域を排出海域として設定した。

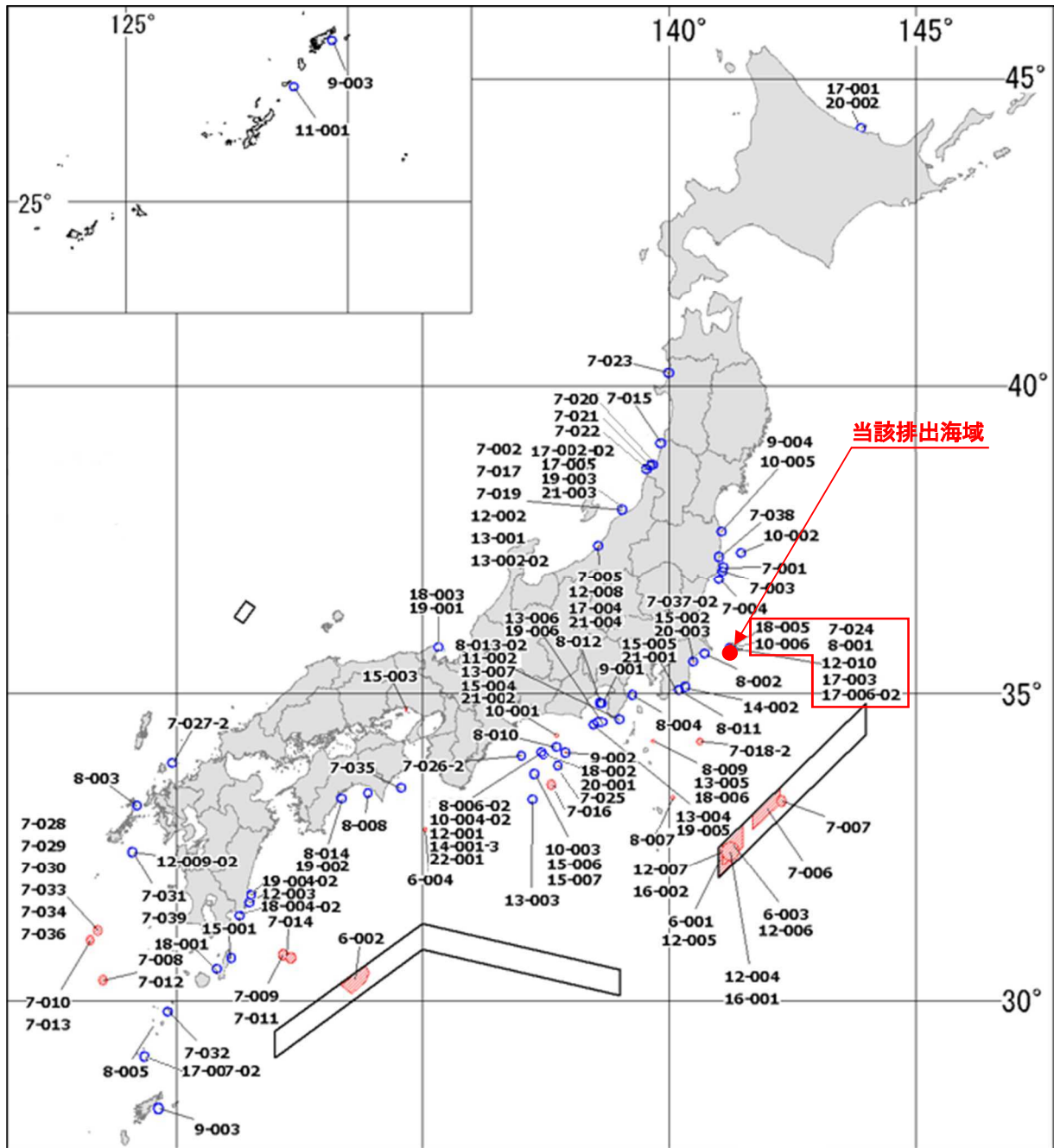
当該排出海域と周辺海域での発給状況は、下表及び図-2 のとおりである。

許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量
7-024	千葉県銚子漁港事務所	平成 19 年 6 月 20 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで	360,000m ³
8-001	千葉県銚子漁港事務所 (外川漁港)	平成 20 年 2 月 13 日から 平成 25 年 2 月 12 日まで	99,500m ³
10-006	茨城県 (波崎漁港)	平成 23 年 6 月 1 日から 平成 28 年 5 月 31 日まで	410,000m ³
12-010	千葉県銚子漁港事務所 (外川漁港)	平成 24 年 12 月 1 日から 平成 29 年 11 月 30 日まで	393,000m ³
17-003	千葉県銚子漁港事務所 (外川漁港)	平成 29 年 9 月 11 日から 令和 4 年 9 月 10 日まで	145,000m ³
17-006-02	千葉県銚子漁港事務所 (銚子漁港)	平成 30 年 1 月 4 日から 令和 5 年 1 月 3 日まで	390,400m ³
18-005	茨城県 (波崎漁港)	平成 31 年 1 月 1 日から 令和 5 年 12 月 31 日まで	150,000m ³



出典：「海図 W87 東京湾至犬吠埼」及び「海図 W109 犬吠埼至塩屋埼」（海上保安庁、2008年）より作成

図-1 廃棄物の排出海域



出典：「排出海域全体図」（令和4年4月現在、環境省、
http://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/map_japan.html、2022年5月閲覧）より作成

図-2 廃棄物の海洋投入処分許可発給状況